

# いじめ防止基本方針

令和 8 年 8 月改訂

静岡県立浜松大平台高等学校（全日制）

## ◆ はじめに ◆

### 静岡県立浜松大平台高等学校のいじめ「さしすせそ対応」マニフェスト宣言

浜松大平台高等学校教職員一同は、学校経営目標の第1に「安全、安心で心地よい教育環境の確保」を挙げ取り組んでいる。いじめは決して、自然に鎮静化するものではない。そのため、生徒が学校で安全、安心に過ごし、心地良い学習環境を享受できるよう、いじめには

- さ 最悪の事態を想定し
- し 慎重に
- す 素早く
- せ 誠意をもって
- そ 組織として対応する

という「さしすせそ対応」を、マニフェストとして宣言する。

マニフェストを実行する上で、全教職員の共通理解として以下の対応を実践する。

- 生徒、保護者からの訴えに、最悪の事態を想定し、真摯に傾聴する。
- 日ごろから観察に努め、小さな危機を見逃さない。
- 定期的にいじめアンケートを実施し、安心・安全な学校生活の維持と改善に活用する。
- 訴えには誠意を持って、「あなたを全力で守る、お子さんを全力で守る」という決意とメッセージを込めて対応する。
- 「相談できる先生・相談したい先生」と、申し出のあった先生が面談する。
- 事情を聴く時には、慎重にそして素早く具体的に聴取する。
- チーム・組織として、正確な情報を収集し、教職員組織一丸となって毅然と対応する。
- いじめを訴えた生徒の安全、人権、心の安定を最重要と考え、誠意をもって、いじめを確実に止める。

## ◆ もくじ ◆

### 第1章 基本的な事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解

### 第2章 いじめの防止（未然防止）

### 第3章 いじめの早期発見

### 第4章 いじめに対する措置

- 1 基本的な対応
- 2 いじめが起きた場合の対応
- 3 いじめの解消とは

### 第5章 ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめとは
- 2 未然防止のためには
- 3 早期発見・早期対応のためには

### 第6章 組織対応マニュアル（組織の設置）

- 1 いじめ問題に取り組む体制
- 2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の組織）
- 3 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携

### 第7章 重大事態への対処

- 1 重大事態とは
- 2 県教育委員会への報告
- 3 調査組織による調査
- 4 被害生徒・保護者への調査結果の提供
- 5 報道対応

## 第1章 基本的な事項

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、一定の人的関係にあるものから、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法・第2条より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をしていく。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校のいじめ防止対策委員会と情報共有していく。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間外れ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話・スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

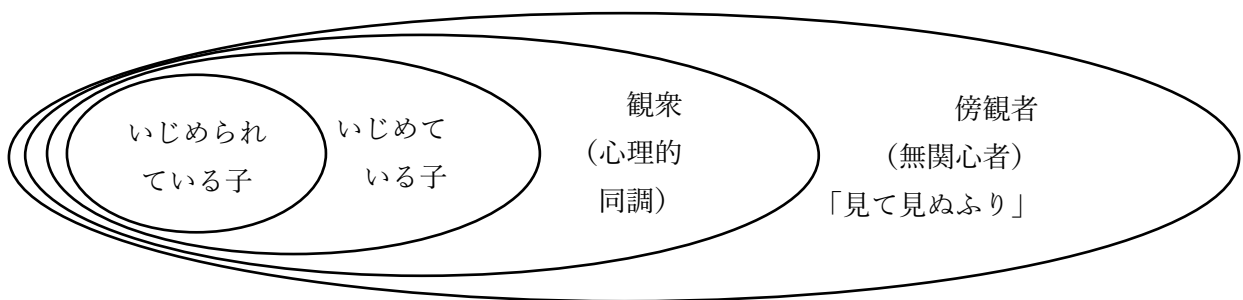
これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察へ通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

## 2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

### ◆ いじめの4層構造



## 第2章 いじめの防止（未然防止）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。そのため、いじめ防止等のための年間計画を定める。

### いじめ防止等のための年間計画

| 時期  | 活動内容                                   | 対象 |     |      |
|-----|----------------------------------------|----|-----|------|
|     |                                        | 生徒 | 教職員 | 保護者等 |
| 4月  | いじめ対策委員会・校内研修（方針の確認）                   |    | ○   |      |
|     | 始業式・入学式（学校いじめ防止基本方針について説明）             | ○  |     | ○    |
|     | 教育相談                                   | ○  |     |      |
|     | 情報モラル教育（ネット依存傾向解析テスト）                  | ○  |     | ○    |
| 5月  | 学校運営協議会（学校いじめ防止基本方針について説明）             |    |     | ○    |
|     | 心の健康調査①                                | ○  |     |      |
|     | 保護会（こころの教育に関する学級懇談会）                   |    | ○   | ○    |
| 6月  | いじめ対策委員会（いじめアンケート内容・留意点確認）             |    | ○   |      |
|     | いじめアンケート実施                             | ○  |     |      |
| 7月  | いじめ対策委員会                               |    | ○   |      |
|     | 情報モラル教育講座                              | ○  |     |      |
| 9月  | 学校運営協議会（農ク・生活体験発表会報告等）                 |    |     | ○    |
| 10月 | いじめ対策委員会                               |    | ○   |      |
| 11月 | 人権教育                                   | ○  |     |      |
|     | 学校運営協議会（文化祭報告等）                        |    |     | ○    |
| 12月 | いじめアンケート実施                             | ○  |     |      |
| 1月  | 心の健康調査②                                | ○  |     |      |
| 2月  | 学校運営協議会（学校評価アンケート結果を基にした取り組みの確認、年間の総括） |    |     | ○    |
| 3月  | いじめ対策委員会（基本方針の見直し、次年度計画立案）             |    | ○   |      |

また、学校として特に配慮が必要な子供については日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

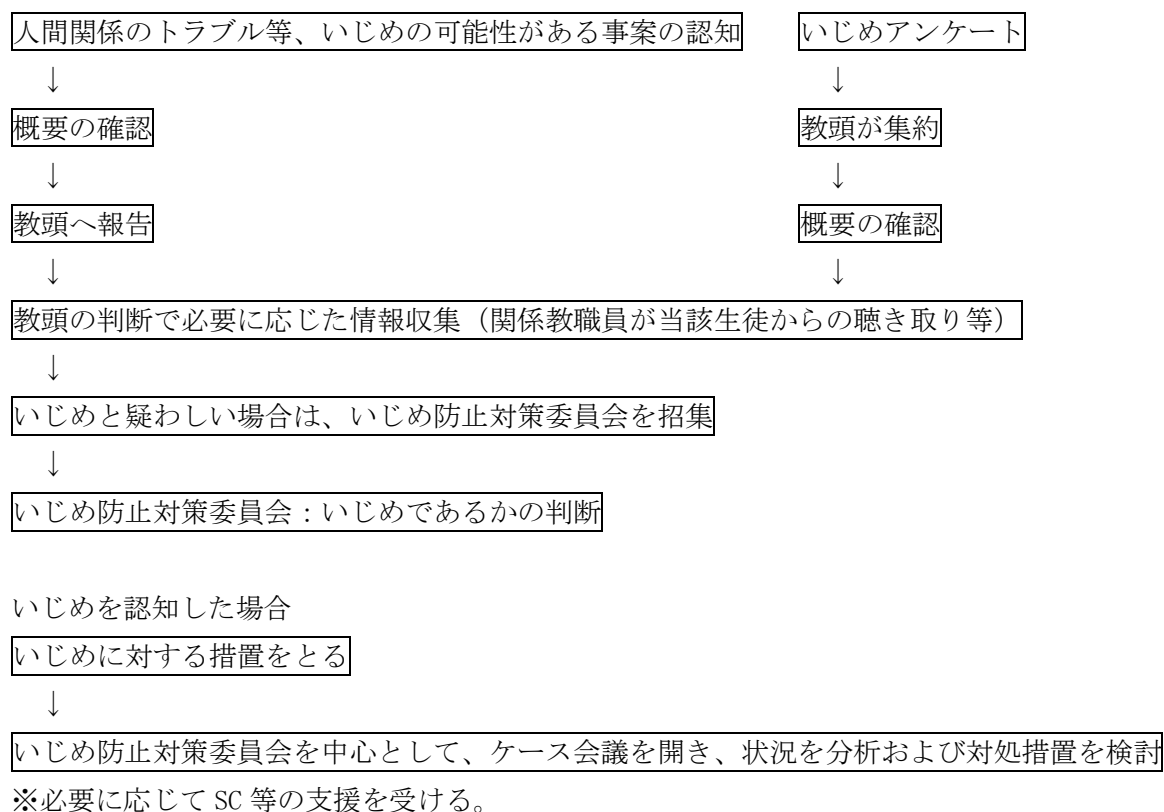
### 第3章 いじめの早期発見

いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。そのために、いじめ防止等のための年間計画を定める。

特に、心の健康調査・いじめアンケートを実施し、生徒の心の変化を早期に把握することができるように努める。

また、いじめの早期発見につながるように、学校生活の中での観察や教育相談、保護者や外部からの通報により、人間関係のトラブルは以下の手順で情報を集約し、組織として対応できる態勢を整える。

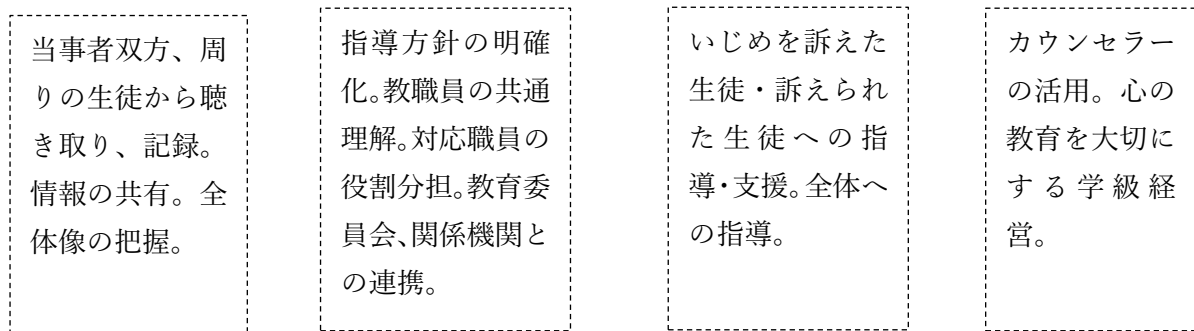


## 第4章 いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。

いじめを訴えている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

### 1 基本的な対応



### 保護者との連携



#### <把握する情報>

|                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| ◆誰が誰をいじめているのか？……………           | 【加害者と被害者の確認】 |
| ◆いつ、どこで起こったのか？……………           | 【時間と場所の確認】   |
| ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？…………… | 【内容】         |
| ◆いじめのきっかけは何か？……………            | 【背景と要因】      |
| ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？……………     | 【期間】         |

### 2 いじめが起きた場合の対応

#### いじめを訴えた側に対して

##### 生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

### 保護者に対して

- 発見したその日のうちに、可能な限り対面で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

### いじめを訴えられた側に対して

#### 生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめを訴えた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

### 周りの生徒たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

### 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめを訴えた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめを訴えた生徒、いじめを訴えられた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

### 3 いじめの解消とは

いじめが「解消している」状態とは、

①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、

②いじめを訴えた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

の2点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要である。

## 第5章 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

### 1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

#### ■メールでのいじめ

#### ■ブログでのいじめ

#### ■チェーンメールでのいじめ

◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

#### ■学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ

#### ■SNSから生じたいじめ

◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

#### ■動画共有サイトでのいじめ

◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

### 2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

#### 保護者会等で伝えたいこと

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うことについて検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること

### 生徒に理解させるポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別々の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

### 3 早期発見・早期対応のためには

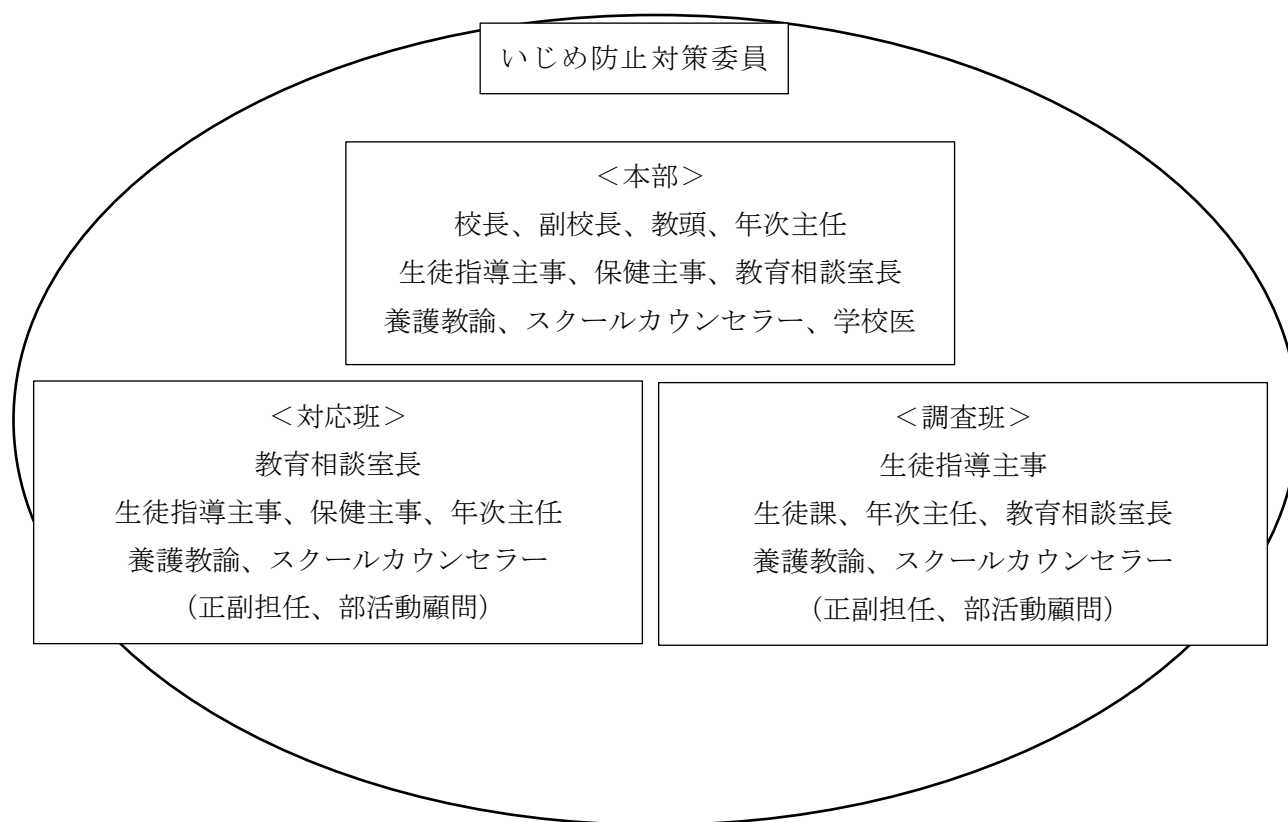
- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること
- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組むこと
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関と連携すること

### (参考) 書き込み等の削除の手順

- ①ネット上のいじめの発見、生徒・保護者からの相談
- ②書き込みの確認
  - ・掲示板のアドレスを記録
  - ・書き込みをプリントアウト
  - ・携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など
- ③掲示板の管理人に削除依頼
- ④③により削除されない場合、管理人の連絡先が不明な場合
- ⑤掲示板のプロバイダーに削除依頼
- ⑥③⑤の方法でも削除されない場合
- ⑦削除依頼メールの再確認
  - ・警察へ相談
  - ・法務局、地方法務局に相談
- ⑧削除確認
  - ・生徒、保護者等への説明

## 第6章 組織対応マニュアル（組織の設置）

### 1 いじめ問題に取り組む体制



### 2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会により今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。

※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめを訴えた側といじめを訴えられた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

## 第7章 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。
- (3) 子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

### 2 県教育委員会への報告

- (1) 重大事態が発生した場合、校長はその概要を県教育委員会へ報告する。

### 3 調査組織による調査

- (1) 対象生徒及びその保護者等に調査実施前の事前説明を行う。  
（県立学校におけるいじめ重大事態対応マニュアル「様式3」を用いる）
- (2) 県教育委員会へ事前説明実施の連絡をし、重大事態の調査の主体について連絡を受ける。（調査の主体が県教育委員会と学校のどちらであるか。）
- (3) 調査の実施

#### ア 県教育委員会が調査の主体である場合

県教育委員会の指示により、調査に協力する。

#### イ 学校が調査の主体である場合

県教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる

##### ①調査組織の設置

「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の内容に応じて、必要な専門家を加える。

##### ②いじめの事実及び指導の経緯確認

時期、期間、関係生徒、内容・様態、背景、学校・教職員の対応

##### ③いじめを訴えた生徒の学校復帰への配慮

調査実施にあたっては、いじめを訴えた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを優先する。

例) 質問紙票によって個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないようにする。

##### ④調査対象となる在校生やその保護者への説明

質問紙等によるアンケート結果については、いじめを訴えた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ってその旨を調査対象となる生徒や保護者に説明する。

- (4) 県教育委員会への調査内容の報告

### 4 いじめを訴えた生徒・保護者への調査結果の提供

- (1) 調査によって明らかになった事実関係について、県教育委員会の指示に従って、いじめを訴えた生徒・保護者に対して情報を適宜、適切に提供する。
- (2) 関係者の個人情報には十分配慮する。

## 5 報道等対応

- ① 所管教育委員会への報告と連携、マスコミ対応・・・管理職（副校長を窓口に一本化）
- ② 警察への相談、通報や児童相談所等との連携・・・教頭、生徒指導主事
- ③ 被害生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護、情報共有  
保健課長、相談室長、年次主任、正副担任、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医
- ④ 加害生徒への措置・・・生徒指導主事、生徒課、年次主任、正副担任、部活動顧問
- ⑤ いじめ対策緊急保護者会の開催・・・教務主任、総務課長、いじめ対策委員会（本部）

## 6 留意事項

- いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があるため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省）」及び「県立学校におけるいじめ重大事態対応マニュアル（令和7年3月改訂版）」を踏まえ、適切に対処する。
- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、年次及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得たうえで、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

## 相談窓口

### 1 校内

・養護教諭 ・特別支援コーディネーター ・保健課長 ・事務長 ・教頭 ・副校長

※上記以外にも、担任や顧問など相談しやすい先生に相談する。

### 2 校外

| 相談窓口                                 | 相談内容                                              | 受付時間／連絡先                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 24 時間<br>子供 SOS ダイアル                 | 子どもの SOS 全般<br>(子ども、保護者向け)                        | 24 時間対応／0120-0-78310 (なやみいおう)<br>※匿名相談可                                                                                                                                                          |
| 総合教育センター<br>の面接相談                    | 学校生活、家庭生活、子どもの<br>心や発達に関する教育相談<br>(子ども、保護者、教職員向け) | (予約受付) 平日 9:00～17:00／0537-24-9738 (相<br>談日) 掛川会場：月～金、沼津会場：水・金                                                                                                                                    |
| 教育相談<br>ハロー電話<br>「ともしび」              | 子どもの悩み相談、保護者の教育<br>相談 (子ども、保護者向け)                 | 平日 (年末年始を除く) 10:00～17:00<br>東部：055-931-8686 (ハローハロー)<br>中部：054-289-8686<br>西部：0537-24-8686※匿名相談可                                                                                                 |
| 若者こころの<br>悩み相談窓口                     |                                                   | 24 時間対応／0800-200-2326                                                                                                                                                                            |
| 静岡県 LINE 相談                          |                                                   | 平日 14:00～22:00、土・日・祝日 14:00～21:00<br>ID：@shizuokasoudan※匿名相談可                                                                                                                                    |
| こどもの人権 110 番<br>(静岡地方法務局)            | いじめ・DV・差別、誹謗中傷など<br>人権に関する相談                      | 平日 8:30～17:15 (年末年始を除く) ※匿名相談可<br>0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)                                                                                                                                   |
| LINE じんけん相談<br>(静岡地方法務局)             | 上記相談と同じ                                           | 平日 8:30～17:15 (年末年始を除く) ※匿名相談可<br>ID：@linejinkensoudan                                                                                                                                           |
| 静岡県警察<br>少年サポートセンター<br>(警察本部人身安全少年課) | 少年の非行防止や被害少年支援<br>に関する相談                          | 平日 8:30～17:15<br>※県警ホームページを参照                                                                                                                                                                    |
| 子どもの権利に<br>関する相談<br>(静岡県弁護士会)        | いじめ、体罰、学校での困り事や<br>児童虐待、非行などの相談                   | 9:00～12:00、13:00～17:00<br>静岡：054-252-0008 浜松：053-455-3009<br>沼津：055-931-1848 ※初回相談無料                                                                                                             |
| あざれあ相談<br>(静岡県男女共同参画課)               | 女性が抱える様々な悩み相談                                     | 月火木金 9:00～16:00、水 14:00～20:00<br>第 2 土曜日 13:00～18:00／054-272-7879<br><a href="https://www.azarea-navi.jp/shisetsu/soudan/josei/">https://www.azarea-navi.jp/shisetsu/soudan/josei/</a><br>※匿名相談可 |
|                                      | 男性が抱える様々な悩み相談                                     | 第 1・3 土曜日 13:00～17:00／054-272-7880                                                                                                                                                               |
| ふじのくに<br>LGBT 電話相談                   | 性のあり方に関する悩みごとや<br>困り事                             | 第 1 火曜日、第 3 土曜日 18:00～22:00／0120-279-585<br>※匿名相談可、家族・友人等相談可                                                                                                                                     |
| 静岡県性暴力被害<br>者支援センター<br>SORA          | 性暴力被害に関する相談                                       | (電話相談) 24 時間 365 日 #8891／0120-8891-77<br>(チャット相談) 月～金 14:00～20:00<br>※匿名相談可、家族・友人等相談可                                                                                                            |
| 児童相談所虐待<br>対応ダイヤル                    | 虐待の通告・相談                                          | 24 時間対応／189 (いちはやく)                                                                                                                                                                              |

